

岐阜県公報

目次

公 示

岐阜県都市計画公聴会の開催

(都市政策課)

ページ
一

号外(一) 平成二十二年三月一日

公 示

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、各務原都市計画区域マスタープラン(整備、開発及び保全の方針)に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則(昭和四十五年岐阜県規則第五十九号)第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関係市
各務原	平成二十二年三月二十二日(月)午後二時三十分から	各務原市那加桜町二丁目一八六番地 各務原市産業文化センター七階第一会議室	各務原市

(注)各務原都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分(区域区分)の公聴会と同時に開催する。

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要
別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる)
(ときは翌日)

平成二十二年三月一日

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、各務原市都市建設部都市計画課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十二年三月一日(月)から同月十五日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)(の午前九時から午後五時まで)

四 公述の申出方法

1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年三月十五日(月)までに 千五 八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市政策課へ別記二の様式による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。

2 公述申出書の提出は郵送又は持参によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。

3 公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。

4 公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。

五 公聴会に関する問い合わせ先

岐阜県都市建設部都市政策課(電話〇五八 二七二 一一一 内線三七五五)又は各務原市都市建設部都市計画課

六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。

公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。

別記一

一 都市計画の目標

本区域では、各々のまちの歴史や伝統が生み出す産業や街並み、豊かな自然など地域固有の資源を再発見・活用しながら、魅力を高め、地域活力を維持・創出することが求められている中で、様々な人が、他のまちから移り住みたくなるよう、都市づくりの目標を次のとおり示す。

1 都市再生と都市活力の創出

2 田園環境と自然環境を活かした公園都市(パークシティ)の形成

3 車社会と公共交通の共存

4 地域の歴史・文化を活かした都市づくり

5 少子高齢化に対応した都市づくり

6 戦略的な都市経営

二 地域毎の市街地像(まちづくりのイメージ)

本区域を地域の特性をもとに五つの地域に大別し、地域毎に目指すべきまちづくりのイメージを示す。

地域区分	目指すべきまちづくりのイメージ
那加地域	都市機能の再生・集積促進による西の拠点地域の形成
稲羽地域	多様な交流を育む田園居住地域の形成
蘇原地域	基幹産業の促進と商業ゾーンの形成による活力ある住工複合地域の形成
鷺沼地域	歴史・自然・公共交通の利便性を活かした東の拠点地域の形成
川島地域	水と緑に恵まれた全島交流ゾーンの形成

三 区域区分(市街化区域と市街化調整区域)の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1 本区域では、次の理由により区域区分を定める。

(一) 今後、人口は減少に転ずるものの、世帯数の増加による住宅地需要が発生するため、現況市街地周辺への市街地拡大が懸念される他、土地利用転換の可能な地域が市街地周辺に広がっていることから、計画的な土地利用の誘導が必要と考えられること。

(二) 市街化区域に編入された地域においては、地区計画の決定がなされているものの、地区の大半は昭和四十年代の土地改良事業により整備された状態で、道路密度が低く良好な住宅地を形成するための都市基盤が整っていない状況にある中で、今後、核家族化による世帯数の増加により住宅地需要が予想されるため、新市街地における都市基盤施設の積極的な整備が必要であること。

(三) 市街化調整区域においては、都市的土地利用に転換されやすい状況にあると考えられ、特に、農用地については、農業振興地域の整備に関する法律により市街化が抑制されているものの、部分的に大規模集落地からスプロールの傾向に侵食して

いる地域がみられるため、市街地周辺において計画的な土地利用コントロールを行う必要があること。

2 区域区分を定める際の方針

(一) 人口及び産業の見通し、市街化の現況及び動向を勘案し、適正に市街化区域を設定する。

(二) 平成三十二年時点での市街化区域面積は、おおむね二千八百七十一ヘクタールとする。

四 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する方針

(一) 住居系

(1) 那加、蘇原中央部、鵜沼中央部等の鉄道及び(都)一般国道二一号线沿いに形成された地区については、既成住宅地として位置付け、道路・公園等の基盤施設の充実により居住環境の改善を図る。

(2) 那加北部、蘇原北部、鵜沼南部等の市街化区域に編入された地区については、農地等の都市的未利用地が残存していることから、基盤整備を進めることにより、これら農地等の宅地化及び公園・緑地等の基盤整備用地としての活用を促進し、周辺住宅地としての熟成を図る。

(3) 尾崎、鵜沼西部、鵜沼東部等北部の丘陵地に開発された住宅団地においては、戸建て住宅を中心とした郊外住宅団地として熟成しつつあり、今後は低層住宅地として良好な居住環境の保護・形成を図る。

(二) 商業系

(1) J R那加駅・名鉄新那加駅周辺と市役所周辺を含む地区及びJ R鵜沼駅周辺地区については、それぞれ本区域の拠点商業地としての役割を果たしており、今後も歩道整備等のハード事業や商店街活性化施策等のソフト事業といった、各種個別事業の展開等により既存機能の強化・充実に図る。

(2) 尾崎団地の中央部及び鵜沼東部団地群の南部における商業施設が集積地は、地域住民の生活を支える近隣商業地としての機能を果たしており、今後ともその機能の充実に図る。

(3) (都)一般国道二一号线、(都)江南関線、(都)岐阜蘇原線沿道等においては、交通便利性を活用した沿道立地型商業業務系施設の立地が進んでおり、今後ともその機能の充実に図る。

(4) 各務原市の各地域において既に拠点となっている大規模集客施設周辺を大規模集客施設立地エリアとし、地域の商業拠点としての機能を維持、増進するための五箇所を設定する。

岐阜各務原インターチェンジ周辺地区

蘇原花園町地区

鵜沼各務原町地区

蘇原青雲町地区

鵜沼三ツ池町地区

(三) 工業系

(1) 蘇原、各務原、三柿野、那加、竹早地内の既存工業地については、工場施設内における緑地の確保等により、既成市街地内に位置する工業地として周辺の市街地環境に十分に配慮しつつ、操業環境の維持を図る。

(2) 岐阜県金属工業団地、各務原市工業団地、テクノプラザ、岐阜木材工業団地、各務東町工業団地等の工業団地は、本区域の重要な工業地としての役割を果たしていることから、今後も工業専用団地として現有機能の維持・強化を図る。

(3) テクノプラザについては、産学官連携拠点として位置付け、高等教育機関や企業とも幅広く連携し、新たな産業活力の創出を図る。

(4) 岐阜各務原インターチェンジ周辺の(都)一般国道二一号线沿道における沿道商業地以南の地区については、高速交通体系の交通便利性を活かし、新たな産業の創出を図る。

(四) 緑地等

(1) 各務原市民公園・学びの森は、都市部にまとまって残された貴重な緑地であるため、この緑を一体的に継承し続け風致を維持する。

(2) 特別緑地保全地区に指定されている八木山及び飛騨木曾川国定公園を自然地として保全を図る。

(3) 国営木曾三川公園各務原緑地及び新境川・大安寺川は、市街化区域の貴重なオープンスペースとして整備・保全を図る。

(4) 伊木山などの居住近郊山林については、市民が緑と親しむ憩いの場として活用する。

(5) 農業系地域については、市民生活を支える農産物の生産地域であるとともに、農地の持つ保水性、緑地的空間確保など多面的な機能を重視し、優良農地の保

全に努める。特に、新境川を水利とした北部の水田を中心とする地域と、畑地
が主である鵜沼地域の農地については、生産性の高い農業を営む農地として保
全を図る。

(五) その他

(1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、安全な地域へ
の誘導を行い、新たな土砂災害危険箇所をつくらないために、無秩序な宅地開
発等を抑制するとともに、農地、保安林、砂防指定地、土砂災害危険箇所(土
石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所)などは、災害防止の観点から保全し開
発を抑制する。また、必要な開発等を行う場合には、流出の抑制に努める。特
に、北部丘陵山地部は、本区域の主要な市街地河川である新境川の上流にあた
り、流出流量の増大を防ぐ防災的観点等から、砂防指定地及び保安林の開発を
抑制する。

(2) 集約型都市構造の実現に向け、原則として市街化調整区域での開発は抑制す
る。ただし、開発許可基準に適合するもの他、周辺の自然環境や昔農環境等
との調和に十分に配慮し、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、
計画的な都市的土地利用の実現を目的とする開発については許容する。

(3) 航空宇宙科学博物館周辺地区では、岐阜県グリーンスタジアム等の集客施設
と連携を図りながら、航空宇宙文化にふさわしい魅力を有した施設誘致等、地
域資源を活かし、より多くの人を引き付ける魅力を有した地域として、市街化
調整区域の性格を変えない範囲で、土地利用の誘導を検討する。

(4) 市街化調整区域の工場跡地等の一団の遊休地については、周辺地域の市街化
を促進する恐れがない範囲での都市的土地利用を図る。前渡東町地区では、土
地利用されていない養鶏場跡地について、市街化調整区域の性格及び周辺の環
境に配慮した地区計画による工業系土地利用を図る。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

(1) 本区域内の公共交通網の利便性を高めるため、本区域内の各鉄道駅とバス路
線の連絡強化に努めるとともに、本区域内の各公共施設への移動利便性の
向上に努める。

(2) 鉄道に関しては、運行の増発、輸送力の補強や安全の確保等に関係機関に要
請し、その充実強化に努める。

(3) バスに関しては、市民の公共交通に対するニーズに対応した身近な交通手段
の確保からバス路線の維持に努める。

(4) 誰もが安全・安心に移動できるようにするため、障がい者にもやさしく分か
りやすい電光掲示板、音響等による案内方法の導入等に関係機関に要請し、そ
の充実に努める。

(5) 公共交通の利用促進に向け、路線バス停留場における快適な待合場所の確保
駐輪場の整備や鉄道駅での送迎バス運行など企業従事者向けの公共交通利用促
進策の導入等の検討を進めるとともに、高齢者等の交通弱者の移動手段を確保
するため、地域交通サーブिसや福祉移動サーブिस等地域にあった交通サーブिस
の導入も検討する。

(6) 都市計画道路の整備にあたっては、現在の社会情勢等を十分に勘案し、より
一層効率的な地域のまちづくりを進めるためにも、都市計画道路の見直しを検
討する。

(7) 道路のおおむね二十年後の整備水準の目標として、現在計画されている市街
地(市街化区域)内の幹線街路の全路線が整備済みとなる配置密度を一平方キ
ロメートル当たり一・四五キロメートルとする。

(二) 下水道及び河川

(1) 下水道については、市民の理解を得ながら費用対効果を十分考慮し、計画的
に推進するとともに、下水汚泥などは、豊富な資源エネルギー源として再利用
し、環境負荷の軽減や循環型社会の再構築に向けて有効活用を図る。

(2) 市街化区域の雨水排除については、市街地整備との整合を図りつつ、緊急度
の高い地区を重点的に公共下水道(雨水)等の整備を進める。

(3) 河川については、今後も引き続き流域環境の整備を図るとともに、自然との
共生や水辺空間の活用を考慮し、砂防事業や河川改修、内水排除事業を推進す
る。

(4) 今後の治水整備にあたっては、河川の整備のみならず、流域の持つ保水・遊
水機能の適切な保全を併せて推進することとし、従来から遊水機能を有する地
域において、やむを得ない開発を行う場合には、事業者に対して、代替施策の
実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなど、総合的な治水対策を推進
する。

(5) 開発行為等による河川への雨水量の増加に対しては、調整池等の設置に

より対処する。

(6) 下水道のおおむね二十年後の整備水準の目標として、合併浄化槽等による処理を含めた汚水処理人口普及率百パーセントを目指す。

(7) 河川の整備水準の目標は、施設整備の現状を考慮し、国が管理する木曾川については、目標とする治水安全度に応じて整備を進める。

3 市街地開発事業に関する方針

(一) 市街地整備にあたっては、既成市街地の再整備を優先して行う。

(二) 集約型都市構造の実現を目指し、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により良好な市街地の形成に努める。

(三) 那加地域、鵜沼地域の市街地の商業・文化など多様な都市機能を充実するため、新加納町において中山道の立場(たてば)として歴史的な趣と調和する街並みに配慮した市街地の基盤整備を、JR鵜沼駅・名鉄新鵜沼駅周辺において既成市街地と一体性を持った良好な市街地の基盤整備を住民参加のもとに推進する。

(四) 市街化区域に編入し地区計画を決定した地区については、区画道路や公園の整備等を計画的に進める。

4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

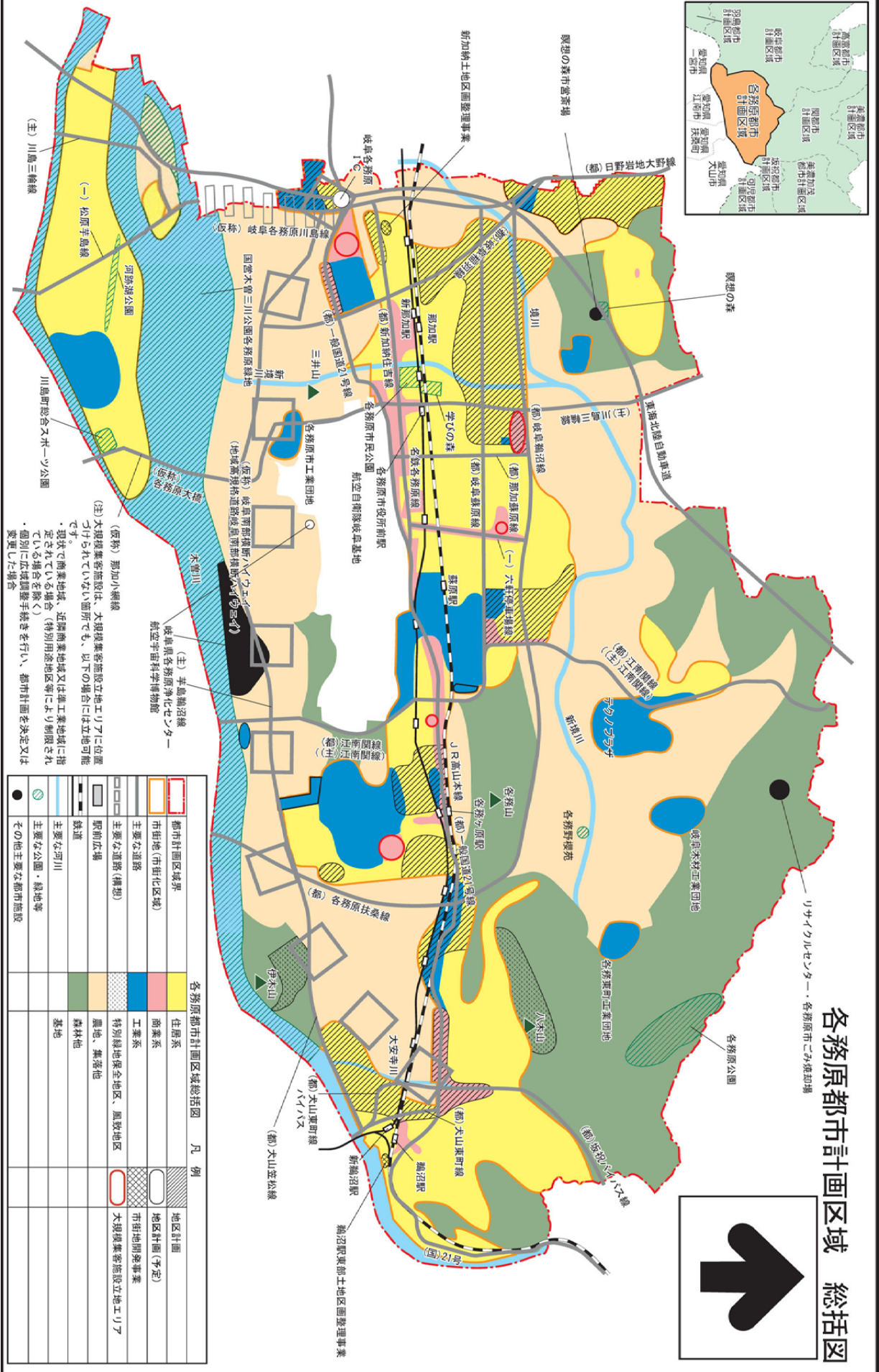
(一) 市民の憩いの場となる安全で美しいまちを創り出すため、羽島用水路の緑道化、市街地内の小公園のネットワーク化、公共施設の緑化、街路樹の整備、接道部緑化等を行う。

(二) 本区域内には、「日本さくら名所百選」に選ばれた新境川堤の百十郎桜をはじめ、芋ヶ瀬池、前渡不動山など桜の名所が数多くあり、これらの桜の名所を含め、新境川、大安寺川、羽島用水路沿いなど本区域内一円約三十九キロメートルを大きな桜の輪でつなぐ桜回廊都市を目指す。

(三) 本区域北部には、水源林としての里山が広がり、野生動物の宝庫であるとともに、数多くの遺跡と遊歩道が分布し、広域的なレクリエーションの場となっており、これらの里山を市民参加により自然を維持し、大きなまとまりのある緑の財産として保全・管理する。

(四) 都市公園については、本区域の住民一人当たりの敷地面積が平成三十七年には約六十七平方メートルとなることを目標に整備を進める。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。



各務原都市計画区域 総括図

リサイクルセンター・各務原市こみ境知庫

各務原都市計画区域域総括図		凡例	
	都市計画区域境界		住居系
	市街地(市街化区域)		商業系
	主要な道路		工業系
	主要な道路(構想)		特別緑地保全地区、風致地区
	駅前広場		農地、集落他
	鉄道		森林地
	主要な河川		墓地
	主要な公園・緑地等		その他主要な都市施設



別記二

公述申出書

平成22年 3月 1日付けで岐阜県公報に登載された各務原都市計画区域マスタープランの都市計画決定案（素案）について、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。

平成22年 3月 日

岐阜県知事 古田 肇 様
公述申出人
住 所
(ふりがな)
氏 名
TEL
印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
- 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、各務原都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関 係 市
各務原	平成二十二年三月二十二日（月） 午後一時三十分から	各務原市那加桜町二丁目一八六番地 各務原市産業文化センター七階第一会議室	各務原市

(注) 各務原都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）の公聴会と同時に開催する。

- 二 公聴会において意見を聴くこととする都市計画の案の概要別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

- 1 閲覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、各務原市都市建設部都市計画課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十二年三月一日（月）から同月十五日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

- 1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年三月十五日（月）まで

に 下五 八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市政策課へ別記二の様式による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は期限までに必着のこと。

2 公述申出書の提出は郵送又は持参によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。

3 公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。

4 公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。

五 公聴会に関する問い合わせ先

岐阜県都市建設部都市政策課（電話〇五八 二七二 一一一一 内線三七五五）、各務原市都市建設部都市計画課

六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を中止する。その場合県ホームページに掲載する。

公述人の陳述の要旨及びその対応方針は県ホームページに掲載する。

別記一

一 区域区分の変更を必要とする理由

本都市計画区域は、昭和四十六年三月に区域区分の都市計画を決定し、平成十二年の都市計画法の改正に基づき「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、引き続き区域区分を定めることとした。

平成十七年の国勢調査によれば、市域において平成十二年から約二千四百人、市街化区域においても約二千六百人の人口増加となっている。

近年、市街化区域に隣接・近接する市街化調整区域において計画的に開発事業が実施されており、住宅団地、工業団地及び大規模商業施設が立地したところである。これらの状況を踏まえ都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、区域区分の変更を行うものである。

二 区域区分の変更の基本方針

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、次の基本方針に基づき区域区分の変更を行う。

1 人口減少や都市経営の観点からコンパクトシティの考え方を取り入れ、市街化区

域をいたずらに拡大することのないよう、想定された人口及び産業を適切に収容できよう変更を行う。

2 市街化区域の編入は、既成市街地及び計画的な市街地整備が見込まれる新市街地において行う。

三 区域区分の変更の内容

次の箇所について市街化区域の編入を行う。

1 市街化区域編入予定箇所

箇所番号	地区名	面積(㎡)	編入理由
1	鵜沼三ツ池町	五・六	地区計画の決定
2	鵜沼朝日町	六・七	地区計画の決定
3	那加萱場町他	一五・七	民間開発
4	那加柄山町	六・一	民間開発
5	那加山崎町	二一・二	民間開発
6	テクノプラザ	四八・六	公的開発

四 本都市計画区域における都市計画の目標を平成三十二年とし、近年の人口、産業の動向等を勘案して次のとおり想定した。

人	口	工業出荷額	卸小売販売額	市街化区域面積
おおむね二一四二千人		約八、九四八億円	約三、〇二三億円	おおむね二、八七二㍍

五 区域区分に関する都市計画概略図は、総括図のとおりとする。

別記二

公述申出書

平成22年 3 月 1 日付けで岐阜県公報に登載された各務原都市計画区域区分の都市計画決定案（素案）について、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。

平成22年 3 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人

住 所

(ふりがな)

氏 名

TEL

印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。